

児童手当・ひとり親医療費

現況届は6月末までに必ず提出を

児童手当の現況届

現況届は、毎年6月1日現在の世帯の状況や児童の養育状況、所得状況などを確認し、引き続き児童手当を受給できるかどうかを確認するための大切な手続きです。

児童手当受給者には6月上旬に現況届を送付しますので、必要事項等を記入し、6月末までに福祉事務所まで提出をお願いします。提出のない場合、6月分以降の手当が受けられなくなる場合があります。

ひとり親医療費の現況届

平成25年度のひとり親家庭医療費受給者には通知しますので、6月末までに手続きをお願いします。

この届は、平成26年6月1日現在の世帯の状況や児童の養育状況、保険加入状況などを確認し、受給資格を決定するための大切な手続きです。

提出のない場合には、7月分

以降の医療費の助成が受けられなくなる場合がありますので、6月末までに必ず提出してください。

また、前年度に所得制限で受給できなかった人や受給資格があると思われるのに受給していない人は、新たに申請してください。

ひとり親医療費は前年所得が所得制限内であっても、次のような場合などは受給資格がなくなります。必ず申し出てください。

- 申請者が婚姻しているとき
(内縁関係、事実上婚姻関係と同様の場合や同居所に異性住民登録がある場合を含む)
- 申請者や児童が日本国内に住所を有しないとき
- 児童が児童福祉施設や少年院等に入所しているとき
- 児童が婚姻したとき
- 児童が里親に預けられたとき
- 申請内容に事実と異なる内容があったとき

福祉事務所 児童福祉係

☎42・1229

連載記事

▶ 家具転倒防止グッズを展示中

市役所、公民館、須崎地区森林組合に家具転倒防止グッズの展示コーナーを設けています。

取り付け方法も併せて掲示していますので、実際に見て手に取ることで、ご家庭での揺れ対策に役立ててください。

対策の第一歩として、寝室の家具固定から始めてみましょう。



公民館に設置した展示スペース

防災まめ知識

知ってナットク

備蓄品と非常持ち出し品

非常持ち出し品は避難するときに持ち出すもの、備蓄品は避難生活に備えて家に蓄えておくものです。非常持ち出し袋は、実際に背負ってみて動けるかどうか確認しておきましょう。

地震・防災課 地震・防災係

☎42・1236

防災

大切な人を守るために

NO.14

▶ 土佐くろしお農業協同組合と大規模災害時における支援協力に関する協定を締結

4月9日、須崎市と土佐くろしお農業協同組合は、地震・津波・風水害等の災害発生時に、地域住民が土佐くろしお農業協同組合の施設などを使用することを目的とした協定を締結しました。

土佐くろしお農業協同組合とは、平成20年8月に「災害時における応急生活物資支給等の協力に関する協定」も締結しています。今回の協定は、本所や支所・そのほかの関連施設の使用に関する協定で、避難後の生活の早期安定を図る取り組みを推進するものです。



西森組合長と楠瀬市長